

議案第 66 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

〔改正理由〕

国民健康保険法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

〔内 容〕

- 1 被保険者証の交付に関する事務等の廃止に伴う規定の整備（第 19 条の 6、第 25 条及び第 29 条関係）

国民健康保険法が一部改正され、被保険者証の交付に関する事務等が廃止されることに伴い、これに応じた規定の整備を行うこととする。

- 2 その他

国民健康保険法の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

〔適用〕

令和 6 年 12 月 2 日